

(案)

「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正について

平成30年2月
国土交通省自動車局

I. 背景

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題である。このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取るべき施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたところである。

以上のような状況を踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行うこととする。

II. 改正概要

1. 行政処分関係

(1) 処分量定の引き上げ（トラック、乗合バス、タクシーの初違反の主なもの）
過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定を2倍～4倍に引き上げる。

① 乗務時間等告示の遵守違反（未遵守16件以上30件以下の場合の例）

（現行）20日車

（改正）40日車

② 健康診断未受診

（現行）未受診者全運転者の半数未満	警告
// 半数以上	10日車

（改正）未受診者1名	警告
------------	----

// 2名	20日車
----------------	------

// 3名以上	40日車
------------------	------

③ 社会保険等未加入

（現行）加入対象者の一部が未加入	10日車
------------------	------

// 全てが未加入	20日車
--------------------	------

（改正）加入対象者のうち、未加入1名	警告
--------------------	----

// 未加入2名	20日車
-------------------	------

// 未加入3名以上	40日車	等
---------------------	------	---

(2) 使用停止車両割合の引き上げ（トラック）

トラックの行政処分において使用を停止させる車両数の割合を、最大で保有車両数の5割まで引き上げることとする。

（例）保有車両数10両の営業所に対し車両停止処分150日車の場合

（現行）2両を75日間停止

（改正）5両を30日間停止

2. トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

トラックドライバーが安心して働くことができる環境を整備するため、トラック事業者の法令遵守の徹底を図る所要の措置を講じる。

3. その他所要の改正等を行う。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

通達発出：平成30年3月中

通達施行：平成30年5月1日（Ⅱ. 1.（1）（2）に係るもの）

平成30年10月1日（Ⅱ. 2. に係るもの）